

## 固定資産台帳

財務書類の作成に必要な補助簿として、本組合の資産を把握するため、固定資産台帳を整備しました。

固定資産の評価基準、評価方法については、原則として取得原価によります。ただし、取得原価が不明な資産等については、再調達原価又は備忘価格 1 円としているものもあります。

固定資産の減価償却方法については、定額法によります。

物品については、重要物品（取得価格が 80 万円以上のもの及び自動車（自動二輪車を除く。））を資産として計上しています。